

別表2 徴収基準額表 (令和8年4月1日現在)

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年3,000円以下	D1階層	2,900	290
3,001~5,800円		D2階層	3,450	350	
5,801~8,700円		D3階層	3,800	380	
8,701~13,000円		D4階層	4,250	430	
13,001~17,400円		D5階層	4,700	470	
17,401~22,400円		D6階層	5,500	550	
22,401~28,200円		D7階層	6,250	630	
28,201~58,400円		D8階層	8,100	810	
58,401~75,000円		D9階層	9,350	940	
75,001~96,600円		D10階層	11,550	1,160	
96,601~121,800円		D11階層	13,750	1,380	
121,801~175,500円		D12階層	17,850	1,790	
175,501~221,100円		D13階層	22,000	2,200	
221,101~380,800円		D14階層	26,150	2,620	
380,801~549,000円		D15階層	40,350	4,040	
549,001~579,000円		D16階層	42,500	4,250	
579,001~700,900円		D17階層	51,450	5,150	
700,901~849,000円		D18階層	61,250	6,130	
849,001~1,041,000円		D19階層	71,900	7,190	
1,041,001円以上		D20階層	全額	左の徴収基準額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	